

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和2年6月10日(水) 午前10時～午前11時32分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 井上真砂美 委員 鬼頭博和
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明者 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 小崎尚美、同統括主査 丹羽真伸、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同統括主査 浅野弘靖、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、主幹 佐久間喜代彦

陳述人 福祉保育労働組合東海地方本部 薄美穂子

事務局出席 議会議務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第54号	岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第57号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第58号	岩倉市手数料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第59号	岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第60号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第61号	岩倉市国民健康保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第62号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第63号	岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案番号	事件名	採決結果
議案第 68 号	尾張市町交通災害共済組合規約の変更について	全員賛成 原案可決
議案第 69 号	尾張市町交通災害共済組合の解散について	全員賛成 原案可決
議案第 70 号	尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について	全員賛成 原案可決
陳情第 7 号	障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案11件、陳情1件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申出がありましたので、許可いたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、全国で緊急事態宣言が解除されて約2週間が経過しましたが、東京都では昨日も12人の感染者が確認されております。愛知県内でもこの間、若干名の感染者が確認されております。市におきましては6月からは公共施設の利用も再開し、事業も優先度を見極めながら段階的に進めてまいりますが、引き続き気を緩めずに感染拡大防止策を十分講じながら、市民の健康と安全の確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の厚生・文教常任委員会では、条例の一部改正が8件、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う議案が3件、陳情1件について御審議を頂くものです。グループ長以上の職員が出席させていただいておりますので、慎重審議のほどどうかよろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、これより議案の審査に入ります。

まず初めに、議案第54号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） このいわゆるマイナンバー制度の問題ですが、この制度を巡っては岩倉市でも交付円滑化計画ということで数年の間に100%にしようというような計画が策定されておりますし、最近では、コロナ関連で給付金の給付の遅れということで、このマイナンバー制度の問題ではないというふうに私は思っていますが、それを口実にして金融口座のところとひもづけが行われようとしているという、そういう法案が準備されているとい

うところだというふうに思います。

それで、今回、幼児教育無償化ということで私立幼稚園就園奨励費補助金の事業が終了したということで、この事業についての特定個人情報を利用できる規定を削除するということでもあります。それで、今後のところも含めて、今、市政として必要ないものはもちろん削除していくということ、また必要かどうかというようなことが出てきた場合には、精査をして条例改正の検討がされていくということだというふうに思いますが、この制度についての今後の取組の姿勢といいますか、こういった点についてはどのような考えで進めていこうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 今の質問だと、総務部長になってしまいましたかという、誰か部長を代表して、すみません。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 御承知のとおりマイナンバー法は、もともと第9条のところで、国のほうで何にでも利用できるということではなくて、税ですとか社会保障の関係、それから教育・保育の関係、それから医療・介護といったところで利用できる、さらに9条2項のところで市の独自のところでも利用できるということで、岩倉市の場合はこの7件で定めております。これについても御承知のとおり何にでもということではなくて福祉、保健医療、社会保障、地方税それから防災というところに限られておりますし、利用するものについては条例で明記するということになっていることは、おっしゃっていただいたとおりだと思います。

この独自利用についても、最初、岩倉市として何を使っていくんだということも議論のあったところだと思いますし、もともとの税と社会保障の一体改革のところで、必要な人に届くことが求められるということでマイナンバー制度の意義があるというところなものですから、岩倉市としても、やはり市民の方の利便性の向上を考慮した場合に、市の単独事業についても、この7項目については利用させていただきたいということで表明しているところでもあります。

また、防災などについて今のところ定めていないわけですが、今後、もし必要になってくるということであれば、その利用範囲も広げる可能性もあるのではないかなというふうには感じておりますが、これも毎年、本部会議でもございますので、今のところ新たに利用していこうというものはございませんけれども、今後必要なもの、それから必要でなくなったものというのは市全体で検討していくところかと思えます。

今、直近に何か新しく利用していこうというところの考えはございません。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議はちょっと省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第54号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第54号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で賦課限度額の改正による影響ということでお聞きいたしました。3月31日の状況を見て72世帯が対象となって、どのぐらいの収入層かというとおおむね1,200万円を超える世帯の方が対象となってくるということでありました。それで、もう少し細かくこの72世帯の方々、これは医療分なのかな、具体的にどのような形で負担が増えていくのかということについて少し説明をしていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） このたびの限度額の改正で影響を受ける世帯ということで、医療分では72世帯という御説明をさせていただいておりますが、この72世帯のうち67世帯が限度額超過世帯となり、2万円の負担増となります。また、5世帯については2万円までの負担増となる状況です。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ介護分の1万円の負担増というところでの影響はどんなような状況なんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 介護分については、限度額の改正により影響を受ける世帯は47世帯となります。この47世帯のうち36世帯が限度額超過世帯となり、1万円の負担増となります。また、11世帯については1万円ま

での負担増となります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ありがとうございました。

常々、賦課限度額についてはなるべくなくしていくとか、やっぱり負担能力のあるところが負担をして、それでできるだけ低所得の世帯に対して軽減措置を広げていくということが大事だと思っています。

この間ずっとそういう形での改正が行われてきていて、大事なことであるなあというふうに思っているところですけど、この間の議論の中で、賦課限度額の引上げについては、他の健康保険の賦課限度額で保険料が後回しになる高所得者の割合と比較して同程度になるようなところまで行われていくというような答弁があったというふうに思いますが、今後の見通しなどが少し分かれば、今後の引上げの見通しとか、そういう点について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 賦課限度額の国の考え方といたしましては、議員がおっしゃったように、限度額を超えている世帯については被用者保険の基準である1.5%に近づけていく方針を示しており、国のレベルではまだこの1.5%に近づいていない状況でありますので、今後も引き上げていくような状況であるというふうでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 説明資料の改正内容の3番のところに書いてある租税特別措置法に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定が追加されたため、引用条項を追加するという言葉が書いてあるんですけど、少し分かりやすく説明していただけるとありがたいんですけど、お願いします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） この租税特別措置法に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除というところですが、こちらの租税特別措置法の関係で今回の特別控除が設けられたのは、空き地などの利用の少ないものを、そういった空き地の売却などを促すための改正が行われたということで、保険税の算定においてもこちらを適用するために条項を追加したと、そのようなものでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第57号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 何点かお聞きさせていただきたいと思います。

改正理由を見ても、これはいわゆる関係法令が改正されたと、そういうことで所要の改正を行うものだというので、それではこの通知カードを廃止する理由そのものは一体何でしょうかということを先にお聞きいたします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） このたび通知カードが廃止された主な理由といたしましては、通知カードの転居等における記載事項の変更の手續、そういった手續が住民の皆様や市町村職員の負担になっていて、見直しを求めた要望があったこと、また社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから法的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点、そういったことから今回通知カードの廃止が行われております。

◎委員（黒川 武君） それで、5月25日をもって廃止をされるということですが、その通知カードが廃止されると、その通知カードというのは今まではマイナンバーを証明する書類として利用をしてきたわけなんですけど、その利用が全くできなくなるのか、あるいは通知カードに記載されている氏名、住所、生年月日、性別、これらの変更がない限り、通知カードというのはマイナンバーを証明する書類として利用が今後も可能なのか、その辺はいかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま議員がお話しされたとおりでございます。通知カードは通知カードに記載してある事項に変更がない限り、今後もマイナンバーを証明する書類として使うことができます。

◎委員（黒川 武君） それでは、これで最後にさせていただきますが、通知カードの廃止後、マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、そういった場合はどのような対応を市民の方はすればいいのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） マイナンバーを証明する書類が必要となった場合についてですが、先ほど御説明をいたしましたように、通知カードの記載事項に変更がない場合は引き続き通知カードを証明書類として御利用いただき、またそういった変更のあった方については、今後はマイナンバーの記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書、そしてマイナンバーカードを提示することでマイナンバーを証明することとなります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） もう少し理解するために教えていただきたいんですけど、今の番号通知カードは廃止になるけど、マイナンバーを確認するためのものには使えるということで、新たに変更があった場合にいろんな住民票のところに書いてあるやつなんかで利用していくという形になるということで、もう一つ、本会議で聞いた個人番号通知書という制度については、これは本会議でおっしゃられたように、出生などによって住民票に記録されたという方に対して送られてくるという考えで、要するに、今の時点で通知カードがもちろんない人になってくると思いますけど、そういうような取扱いで行われるということで確認させていただいてよろしいでしょうか。すみません。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） マイナンバー制度ができて通知カードの交付対象者になった方については、通知カードがもう既に交付されたものとなっておりますので、それ以降、マイナンバーが付番されていない方、外国にいらっしゃって国内に入国された方や、あと出生の方、新たにマイナンバーが付番される方については、個人番号通知書というものが手元に届くということになります。ただし、この個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できないものであると、そのようなものでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ありがとうございます。

それで、要するに通知カードを多分家に保管している人が多いですね。どこに行ってしまったか分からないだとか、紛失してしまっただとかというケースがちょっと予測されるわけですけど、再交付はこれからなくなるわけ

ですけど、これまででそんな実績というのは、少し分かる範囲で教えていただきたいんですが、どのぐらいの方が紛失されたりしているのかというような状況が分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） これまで通知カードをなくしたということで再交付の申請に来られた方の数ですが、令和元年度までで集計をしますと1,326枚という状況です。毎年度200枚ぐらい通知カードをなくしたというような申請がこれまではあったというような状況です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 先ほど申しあげました令和元年度までの数字について訂正をさせていただきます。

先ほど1,326枚というふうに申しあげましたが、訂正をいたします。1,315枚ということでお願いいたします。

すみません、令和元年度までで1,317枚です。失礼いたしました。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今後、再交付ができないということなんですからけれども、なくしたという方がまた出てくると思うんですけれども、そういった方にはどういった御案内がされるんでしょうか。お願いします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 通知カードをなくされて証明する書類が必要だというお申出があった場合は、住民票、マイナンバー入りの住民票またはマイナンバー入りの記載事項証明書を取っていただくか、マイナンバーカードを御申請いただく御案内をさせていただきます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第58号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第58号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 厚生労働省令による設備運営基準というのは、条例委任されているといったものでありますが、この厚生労働省令の設備運営基準というものは参酌すべき基準なのか、それとも従うべき基準なのか、あるいは標準なのか、どういった位置づけでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回この設備運営基準を定める条例の中の改正をさせていただきます第10条に関する部分は、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数というところになるんですけども、令和元年度までは従うべき基準でありましたが、令和2年4月1日施行の省令改正によりまして、この基準の全てが参酌すべき基準というふうになってございます。

◎委員（黒川 武君） それで、取扱いがそのところが少し変わったようですけど、いずれにしても、参酌すべき基準であればそれを十分に参照しながら定めなければいけない基準だろうと考えるんですが、その中に、第三者の意見とか、あるいはパブリックコメントのように市民の方に意見を求めるとか、そういったことというのはお考えにはなかったのですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回、参酌しなければならぬ基準にはなりましたが、改正前の従うべき基準で求められていたところと同条件でございました。今回もその省令と同様の改正という内容で特に細かい変更はしておりませんでしたので、特にパブリックコメント等を行いませんでした。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） これまで放課後児童支援員の研修の実施主体ということにつきましては、地方公共団体ということだとか、いろいろ政令市が加わってというような形で、今回は中核市が加わるということで改正されているわけですけど、こういう段階的に改正されている理由という

のか何かあるんでしょうか。また、その実施主体として政令市だとか中核市が全国的にはどのようなことを行っているかどうかという実態はどうなっているのかという点について、少し分かれば教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 政令市または中核市に広がってきた改正内容といたしましては、放課後児童支援員の認定資格を受ける、その資格を取るための研修の受講機会の拡充というところで行うというふうに承知しておりますが、全国の状況というところはちょっと把握しておりませんが、愛知県に関しましては、名古屋市に関しましては、まだ現在実施をしておらん状況というところと、中核市でも今のところ予定は聞いていないというところで、愛知県、特に岩倉に関しましては、定期的に県のほうで受けさせていただいております。よろしくお願ひします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第59号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとこの際だからお聞きしておきます。

いわゆる居宅訪問型保育の実施に係る条件の拡大ということが改正内容の一つであります。それで、居宅訪問型保育というのは、市内では実施してい

ないし利用もないということでお聞きしているところでもあります。この居宅訪問型保育についての必要性だとか、あるいは課題というものがどのように市は捉えているのか、少しこの際ですから見解をお聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 居宅訪問型ということになりますと、それぞれのお宅のほうに保育士が行って、1人で行くということになりますので、課題ということになるかどうか分かりませんが、結果としてこちら1人体制の1対1ということになってまいります。やはり施設型のほうでいけば複数の保育士をつけられて見られるというところもございませぬ。なので、どうしても難しい場合にはそういうニーズもあるかもしれませぬが、私どもとしては、現在やっぱり施設型のほうで複数の目で見られるというところがいいのかなというふうには少し思っているところではございませぬ。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませぬか。

◎委員（黒川 武君） 先ほどのところでもお聞かせいただいたんですが、この厚生労働省令の基準ですよね、これも参酌すべき基準なのか、従うべき基準なのか、あるいは標準なのか、そのところをお聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回この基準を改正させていただきます37条につきましては、省令により従うべき基準となっております。

◎委員（黒川 武君） 従うべき基準だということですので、なかなか市としての裁量がないといったところでの基準を定めなければいけないんですが、それであっても、やはり市民の方の意見を求める、そういったパブリックコメントを実施してもいいのではないかと思うんですが、どうも現状を見ると実施した経過が見られませぬので、その実施しない理由というものを聞かせただけですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほど少し議員おっしゃられましたが、今回その市民参加条例のほうでも6条の第2項にあるようなところで法令の規定等により事務事業等の実施の基準が定められておって、なかなか意見を聞いても反映し難いものという部分であるところと、また、今回特に市民に義務を課したり、またもしくは権利を制限するようなところではないというふうには思っておりますので、特にそのような手続を取りませぬでしたということをお願いをいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませぬか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第60号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第60号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） この一部改正につきまして、まさに新型コロナウイルス感染症と、それに対してやはり幅広く何らかの形で国民の皆さんに負担が行かないようにと、そういった軽減を図る一環だろうとは思いますが、それでお聞かせいただきたいのは、厚生労働省の通知に基づく条例改正なんですよね。いわゆる傷病手当金の制度を新設する条例改正ではありますが、これは法律に基づくものではないというふうに思うんです。そういう意味合いでは、保険者として保険財政上それほど余裕があるわけでもないのになぜこの制度を設けようとするのか、その目的をお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回の傷病手当金の制度を設ける理由につきましては、働く方が新型コロナウイルス感染症にかかってしまった場合、またかかった疑いがあるような状況において、安心して休んでいただける環境をつくることを目的としてこういった制度を設けるという国からの通知があり、また今回の傷病手当で支給した額については、国のほうからの全額財政支援があるというところで、今回市として傷病手当金の制度を実施することとしたいというふうに判断をしたところでございます。

◎委員（黒川 武君） それで、支給の要件として、対象者は今おっしゃられたように新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる者であると思うんですが、感染した方につきましてはPCR検査で陽性判定が出た者ということで、そこのところは明確になっているかと思うんですが、やはり感染が疑われるのではないかと、そういった場合の判定をどういう形でなされるのか。目安として発熱とか風邪等の症状とか、あるいは味覚、臭覚の異常とか、あるいは倦怠感、そういった症状がある者が感染が疑われる者というふうには、この間いろいろ国のほうが目安を示しているところではあります、では一体現場において誰がどのように判断していくのか、そこのところの扱いをお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま黒川委員のほうから症状については細かく御説明をさせていただいたところですが、感染をされたということで帰国者・接触者相談センター、そちらに御相談の上、医療機関にかかれた方は医師の証明書というものをもらっていただくことによって、感染症に感染していたこと、または結果的には感染していなかったこともあるかと思いますが、そういった医師による証明となります。

病院にかからなかった場合、そういったことも想定がされます。感染症の症状があつて自宅で療養された方、療養されて結果的に病院にかかっていない方については、被保険者の申請によって、症状が出た日、また症状がどのような症状であったか、そして療養のために休んだ期間などを本人からの申請をしていただいて、その申請された状況については、雇用している事業主がその方の状況を証明するという形でその方の療養の状況を医師の証明の代わりとすると、そのような取扱いとなります。

◎委員（黒川 武君） 今、御説明いただいたことは、なかなかすんなりとはいなくて、やっぱり中には医師が介在したり、あるいは雇用事業主が介在したりとか、そういった部分の証明が必要だということで、この申請から支給までの流れを何かフロー図みたいなものがあれば資料としてお出しを頂きたいなあとと思うんですが、委員長、お取り計らいをよろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） すみません。フロー図のようなものというのはあるんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま御用意したものがあるので。

◎委員長（大野慎治君） じゃあ、各委員に配付していただけるとありがたいです。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

事務フローの例が各委員に配付されました。見ていただいて質疑したいことがあれば質疑してください。

1 回熟読のため、また暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 本会議のほうで対象の方が約3,000人ほど見えるということだったんですけれども、今回新たにこの傷病手当が支給されるということで、市からのこの周知方法というか、その対象の方に対する周知の仕方というのはどういったことを考えられてみえますでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 周知の方法については、既に6月号では傷病手当について御案内をさせていて、その実施については議会で議決された場合にこういった制度が実施されますよという、そういった記載で6月号に御案内をしております。

また、今回傷病手当の条例が可決されましたら、今後はホームページに掲載するとともに、また7月の本算定の保険税の通知をいたしますので、個別に送る通知文のほうにも傷病手当の制度の御案内をする予定でございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 申請の手続のフロー図を見ていまして、例えば医療機関に受診して、これはいわゆる帰国者・接触者外来以外の医療機関でも医師の証明が疑わしいということであれば可能だということなのかどうかとか、多分いろんなところで周知が必要だと思うんですね。医療機関やその事業主に対しての周知も必要だというふうに思うんですけど、国としてはどのような動きをしているのかなあとというところが少し気になって、本人が幾ら症状があって、自分は疑わしいと思って休んだけど、その部分で受けられないのかなあと試してみても、医療機関や事業主の協力がなければなかなかそこまでたどり着けないというような状況があるんじゃないかなあとというふうに思うんですけど、そういった点については何か動きが分かれば教えていただきたいんですけど。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国の通知では、今回の傷病手当金については実施をした場合の基準、実施した場合は財政支援をしますよという通知はしておりますが、実際に傷病手当金制度を実施するかどうかは市町村の判断ともなりますので、その周知については市のほうからという状況になろうかと思っております。今回の広報、ホームページ、個別通知というところで御相談を

していただけたらと、そのような周知になっております。

◎委員（木村冬樹君） 一言だけ、すみません。

ですから、やはり自分が疑わしいと思った被保険者の方々が申請できるようなところで考えると、本人に対して、会社にこういうふうな話をしてくださいよというようなことを伝えるのが非常に大事になってくると思いますので、市の窓口での対応が非常に大事だというふうに思っていますから、そういうように疑わしいだとか、何か不明な点があったら必ず御相談くださいみたいなことを添えて通知していただきますようによろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第61号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 次の後期高齢者医療にも関係することなのですが、この特例基準割合になっているものを延滞金特例基準割合に字句を変更すると、改正するというものでありますが、現在、令和2年中の延滞金の割合というのは今どのように設定されているのか、その延滞金の設定の仕方についてもお聞かせいただきたいなと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

令和2年中の延滞金の割合なんですけれども、納期限の翌日から一月を経過

する日までの期間は年2.6%で、それ以降は年8.9%となります。

延滞金の特例割合がどのような仕組みで割合が決まってくるかというところなのですが、本来、延滞金の割合は介護保険条例第10条で年14.6%、一月を経過する日までは年7.3%と規定をされていますが、条例附則第6条で特例として当分の間割合を引き下げております。条例附則第6条の規定では、条例第10条の規定に関わらず、各年の特例基準割合、特例基準割合というのは財務大臣が告示をした割合に年1%を加えた割合になりますけれども、さらにさらに年1%を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年14.6%としている割合を特例基準割合に年7.3%加算した割合としております。

令和2年で見えますと、特例基準割合が年1.6%となっておりますので、年14.6%としている割合は特例基準割合1.6%に7.3%を加算した8.9%となります。

また、一月を経過する日までの年7.3%の割合ですが、こちらは特例基準割合に年1%を加算した割合としています。繰り返しになりますが、令和2年の特例基準割合は年1.6%ですので、一月を経過する日までの年7.3%の割合は、特例基準割合1.6%に1%を加算した2.6%となります。

以上のような積算となりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） 丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

それで、その特例基準割合が1.6%ということで、これについては財務大臣が毎年12月に告示をするといったことなのですが、その令和2年の場合は恐らく前々年だろうから平成30年の12月に財務大臣が告示した割合プラス1.0%を加算して、それで納期限の翌日から一月を経過する日までは年2.6%、そういった算式になりますかしらね。ちょっと疑問に思ったのは、財務大臣が令和2年の特例基準割合の中で財務大臣が告示する割合というのは、これというのは0.6%じゃないですか。0.6%に1%を足したものが特例基準割合になって、その1.6%の特例基準割合にさらに年1%を足して2.6%と、こういった算式でよろしいでしょうか。確認だけでいいです。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）
議員のおっしゃるとおりです。

令和2年の財務大臣の告示をしたのが、令和元年の12月12日に年0.6%というように告示をしておりますので、こちらに1%を加算したものが特例基準割合、さらに1%加算した2.6%というのが一月を経過するまでの割合となります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第62号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 後期高齢者医療制度75歳以上ということで、この傷病手当金の支給対象となる人数というのが、ちょっとそう多くはないのかなというふうに思ったりもしているわけですが、広域連合などはどのように見ているのかということで、情報などがありましたら少し教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 広域連合から、傷病手当金の見込みについては県全体で22人を想定していると聞いております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第63号「岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第63号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「尾張市町交通災害共済組合規約の変更について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） すみません。尾張市町交通災害共済組合ということで、これは解散するというので、低い掛金で歩行者や自転車の交通災害に対応する共済ということで、一定市民からも喜ばれてきたという歴史があるというふうに思います。そういった点では少し残念な思いもあるところではありますが、解散に伴う事務を北名古屋市が継承するというので、7市4町が加盟しているこの組合ですが、どういう経過で北名古屋市になったのかという情報がありましたら少し教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 北名古屋市に決まった経過は、加入をしている市町の長が集まって協議した結果、北名古屋市に決定したと、そのように聞いております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ちょっと委員長のほうから素朴な疑問を聞かせてください。

北名古屋市はこの尾張共済組合を引き継ぐときに、どこの担当課が引き継ぐんでしょうか。まだ決まっていなかったら決まっていなくて結構です。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 北名古屋市の現担当課のほうに職員が配置されることになるとは思うんですが、北名古屋市の担当課がどこであるかをちょっと今持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。お答えできません。

◎委員長（大野慎治君） 失礼いたしました。ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第68号「尾張市町交通災害共済組合規約の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第68号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「尾張市町交通災害共済組合の解散について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略させていただいて、次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第69号「尾張市町交通災害共済組合の解散について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 財産がどのくらいというのが本会議で質疑あって、物品と基金についてそれぞれ答弁があったというふうに思います。それで、今後解散がされるものの、その給付というのが少し残ってくるんだというふうに思うんですけど、一定の期間、それはどのぐらいの期間でどれぐらいの額が見込まれるのかというところまで、分かったらいいですけど、1億3,000万という基金だものですから、結構大きいものですから、そういった点について少し説明をお願いしたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 見舞金の支給に関しては、令和3年3月31日まで事務が行われるということになっております。今年度に入って市のほうで少しまだ申請があるんですが、2件程度という状況になっております。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。
議員間討議は省略させていただきます。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第70号「尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に陳情に入りますが、ここで暫時休憩させていただきます。

10分ほど、11時10分から再開させていただきます。よろしく申し上げます。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） それでは、休憩を閉じ、再開させていただきます。
続いて、陳情第7号「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定

着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育現場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

この陳情については、陳情団体の春の自治体キャラバン実行委員会から陳情が提出されています。陳情提出者が陳述にお越しになっておりますので、意見陳述の発言を許可します。お願いいたします。

◎陳述人（薄 美穂子君） 貴重なお時間を頂きありがとうございます。

私は、民間の福祉保育職場で働く職員でつくる労働組合の全国福祉保育労働組合東海地方本部で副委員長をしております薄といいます。本日は、国に向けて障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着確保のための職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育現場の実現を求める意見書を提出していただきたいという請願の趣旨です。よろしく申し上げます。

このコロナ禍の中でも、障害・介護・保育施設は原則開所が求められ、施設の条件や身体介助など支援の性質上3密を避けられない状況の下、感染のリスクがありながらも、利用者、子ども、保護者の生活を守り、職員が奮闘しています。障害当事者の方、その親の方の高齢化が進み、障害者のグループホームはまさに暮らしの場であり、たとえリスクがあっても閉所をすることはできません。保育園もまた、保護者の就労を支え、社会機能維持に必要な仕事、いわゆるエッセンシャルワークであることが、この事態の中でくしくも再認識されました。

感染拡大に伴って、どの分野でも配置基準が満たせなくても報酬や公定価格は減らさないという国からの事務連絡が出されましたが、施設を維持していく緊急的な措置であるとしても、その状態が恒常的になってしまえば利用者、子どもの命と安全を守ることはできません。抜本的な職員配置の改善が必要だと思います。

国の貧困な施策の下、グループホームでは夜間の職員配置が1人でもよいことになっています。1人夜勤の緊張感とともに、夕方4時から翌朝9時までの拘束16時間というような超長時間労働になっているところも全国的には少なくありません。保育施設では、開所時間どの時間も職員配置基準を満たすことが難しい公定価格であり、休憩や必要な事務時間を取ることもままならず、労働基準法も守られていないような状況が続いています。

社会的責務の非常に大きい福祉・保育施設がいつもぎりぎりの状態であり、今回のコロナの感染拡大のようなことが起こり、今回は少しでも体調不良の職員がいれば休ませてくださいという通達も出されたんですけども、その

ような急な職員の休みが出れば、途端に立ち行かなくなってしまうような現状です。その上低賃金では、離職は後を絶ちません。どのような事態にあっても、住民の生活、命と安全が守られるよう、専門職である職員がきちんと働き続けられるよう、大幅な賃金の引上げと増員で福祉職の定着確保をすることが必要です。

もう一点、2020年4月からのパートタイム・有期雇用労働法の改正により、正規・非正規の不合理な待遇格差が禁止となりました。自治体における会計年度任用職員の導入に当たり、財政措置が必要であることと同様、法の趣旨に添って各事業所が正規格差をなくす処遇の改善をしようとするれば、その財源が必要です。福祉・保育職場は国の定める報酬・公定価格によって運営されており、新たな財源措置がなければ、各事業所の努力だけでは限りがあります。国に対し、しっかりと責任を果たすよう強く要望していただきたいと思えます。

以上2点について、国に意見書を上げていただくようよろしく願いいたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

取扱いをどうするか御検討いただく前に、せっかく陳述人の方が来ていただいておりますので、その中身に基づいて意見交換といいますか、勉強のために各委員のほうからお聞きしたいこと、確認したいことがありましたら、それぞれ委員から御発言を求めます。

何かございませんか。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

こうしておいでいただいて、この陳情の内容とか、あるいは国への要望事項について、現状を踏まえながら課題、問題を指摘していただいたことは大変ありがたく存じておりますが、先ほど御紹介された中でも、全国保育所の関係ですよね。

◎陳述人（薄 美穂子君） そうですね。保育園とか障害・介護の福祉施設です。

◎委員（黒川 武君） そうですよ。

実は昨日、総務・産業建設常任委員会があって、私も傍聴したんですが、そこでも陳情項目が大変多う出されておりましたんですが、陳述されたわけじゃなかったものですので、今日陳述にお見えになったということで、大変ありがたく思うんですけど、何かその辺扱いが一貫性がないように私には感じられますけれど、陳述人の方にこういうことをお聞きするのは場違いかもしれませぬけれど、その辺何か御事情でもありましたんですか。

◎陳述人（薄 美穂子君） 私にはちょっと答えかねるんですけど。

◎委員（黒川 武君） それで、かなり障害とかあるいは介護福祉、あるいは保育園等についても、やっぱりこのコロナ禍の中でやはりそれぞれの現場は大変な思いをしているんだと、そういうことも日々我々もメディアを通じながら、あるいは本日は陳述人の方から直接お声をお聞かせいただいたところなんですけれど、ちょっとずっと読んでいて違和感を感じたのは、この陳情書の本文と、それから参考ではあるけれど意見書のところでは、微妙に表現の仕方が違っているところがあるんですよ。

それで、保育所で働く保育士の大量退職が珍しいことではなくなっていますということ、その要因としては、延長保育児童数が増えて給食費実費徴収の労務も加わり混乱し、以前にも増して過重労働になっておるといったところが趣旨の中でありながら、意見書案を見ると、そうした事態の中、ゆとりもなくハラスメントを受けやすい環境になっているということで、そのいきなりハラスメント関係の言葉が意見書に出てくる。本来だったらやっぱり趣旨の中にきちっと入れていただかないと、なかなか我々はそれが大量退職につながる環境にあるんだということは、少なくともこの文面だけではやっぱりなかなか読み取れなかったかなあというのは正直なところでもあるわけなんです。ですから、そのことについては細かく聞くことはしませんですが、ただ、全体的な仕立ての仕方として、もう少しやっぱり我々読んだ者が理解が深まるような記述の仕方をしていただければ、あえて聞くこともなかったのかなあというふうには思うんですけど、これは私の感想だというふうにお酌み取りいただければ結構だと思います。

◎委員（須藤智子君） 陳述人の方にお尋ねしますが、この陳情書の下の方の1番のところに、国の定める職員配置基準と報酬、公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引上げを行いと書いてありますけど、この国の定める職員配置基準、報酬、公定価格というのはどれぐらいなんですかね。それと陳述人が求めてみえる金額を教えてください。2つ教えてください。

◎陳述人（薄 美穂子君） 具体的な金額とはちょっと言えないんですけども、今の例えば保育園の職員配置基準で言うと、4・5歳児だと30対1、3歳児だと20対1で、今は加算がついて15対1にしていればそこに加算がつくということになっているんですけども、やはりそれでは余裕を持った保育はできないというのは現場の実感で、これもちょっと本当にくしくもということになってしまいうんですけど、今回コロナのことがあって子どもの数が物すごく登園自粛で減ったんですよ。そのときに、やっぱり現場で保育を

している職員の話を見ると、こんなにゆとりを持って保育をできたことはなかったという、本当に矛盾なんですけれども、これだけ子どもに対する大人の数が十分であれば、こんなにも子どもに手をかけられるんだという声があったとともに、今日話させていただいたんですけれども、やっぱり労働基準法上は当然きちんと1時間の休憩が必要なんだけれども、今出ている公定価格で常勤の職員を配置しようと思うと、11時間開所が原則なので、その中で働く職員は8時間で働いていくんですけれども、それをずらして時差勤で配置基準がいつも満たされるように埋めていくんですけれども、それがやはり困難だという状況があります。休憩が取れないとか、必要な事務時間が時間外にはみ出してしまうということがあって、やはり抜本的に配置基準を変えることと増員することが必要かなと思っています。

◎委員（須藤智子君） 報酬と公定価格というのは決まっているんですかね、その基準が。

◎陳述人（薄 美穂子君） 決まっていますね。

◎委員（須藤智子君） それはお幾らですか。

◎陳述人（薄 美穂子君） ごめんなさい。ちょっと今お金はすぐには言えないです。ごめんなさい。

◎委員長（大野慎治君） ほかに御意見ある方は。

◎委員（鬼頭博和君） 説明ありがとうございます。

保育士の処遇改善については、国のほうも平成25年と29年に処遇の改善の加算というのが行われていると思うんですけれども、そういったことに関してはどういうふうにお考えなんでしょうか。

◎陳述人（薄 美穂子君） 処遇改善加算1というのと、あと2というのが出ていると思うんですけど、1のほうは定員が処遇が改善されるということで、私たちも肯定的に見ているんですけれども、2のほうは新たな職責を設けて特定の人を確実に4万円上げるということで、職場の中ではちょっと矛盾が起きる制度だなという問題点は感じています。処遇改善1のように、どの人も同じように階段のように上がっていくような制度のほうが、やはり福祉、保育職場では、何かができるそれが認められて賃金が上がるというような職場ではないので、1のような制度がもうちょっと拡充されるといいなというふうに私たちは思っています。

◎委員長（大野慎治君） ほかに御意見ある方はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） 委員長からちょっと、新型コロナウイルス感染症に関する陳情のほうに記載がなかったんです。意見書のほうには出てくる

んですが、そこら辺のところを提出されるときに、5月以降ですので、その部分は どうして記載されていなかったかというところが、僕の中ではちょっと疑問があるので、その辺のお考えはありますでしょうか。

◎**陳述人（薄 美穂子君）** すみません。ちょっと私のほうではそこが把握できていないんですけれども。

◎**委員長（大野慎治君）** 本陳情の取扱いについてはどのようにさせていただきますでしょうか。御意見ある方。

◎**委員（木村冬樹君）** 先ほど黒川委員のほうから、幾つかの春の自治体キャラバン実行委員会として出された陳情のうち、今回だけ意見陳述に来られたということで、少し疑問があるというようなこともあったわけですが、実は、委員長との間で少し話をする中で、この内容についてはやっぱりしっかり深める必要があるのではないかということで、この間、障害者の居場所づくりだとか、そういった点での意見書を提出してきているということもありますし、そういうことを考えますと、少し議員としても勉強する場をしっかりと設けたほうがいいんじゃないかという委員長からの話もありまして、私この実行委員会のほうに、事務局が自治労連愛知県本部ですけど、連絡をいたしまして、急遽お願いをして来ていただいたという経過です。率直に言いますと、その対応ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、岩倉市議会はなかなか全員合意できなければあれなんですけど、合意ができるものについてはできるだけ国に対する意見書を出していこう、また岩倉市にとっても必要なことではないかなあというふうに思っていますので、そういった点で、少し気になるところを言いますと、やはり今の新型コロナウイルスの感染症の拡大の中で、非常にさらに大変になっているところ、先ほどは自粛の中で充実をしているといいますけど、でも一方では消毒の対応だとか、保育園なんかではかなり慎重にやられているというふうに思っています。そういった点では本当にありがたいというふうに思っているんですけど、そういったところも含めまして意見書を提出できればなあというふうに思っています。

ですから、例えば、意見書案がついていますけど、新型コロナウイルス感染症のところの後段のところにありますけど、そこを少し膨らませるような形も考えながら意見書は、例えばこの陳情は趣旨採択をするなりして、意見書についてはもう少しそこを膨らませて提出するなんていうことも、議会としては考えるべきではないかなあというふうに思うんですけど、そういった点について皆様のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

◎**委員長（大野慎治君）** 今、木村委員から御提案があったことに対して、

各委員からの御意見はございますでしょうか。

◎委員（須藤智子君） この障害・介護・保育の現場の実態を、岩倉市の実態をちょっと確認してみなきゃちょっと分からないというところもありますし、まだ勉強不足ですので、今回はちょっと、もうちょっと勉強してからのほうがいいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 今、須藤委員からは、各委員でまた熟読、勉強して、もう一回改めて出てきたときには皆さんで検討しようということの御意見だと思いますが。ほかの委員の皆さん、御意見どうでしょうか。

◎委員（伊藤隆信君） 私も須藤委員がおっしゃったように、この陳情を意見書に上げることにつきましては、やはり陳情の前文でございますけれども、保育分野についての人権保障には程遠い非常に貧しい状況とか、非常に言葉がそんな状況をうたってありますが、やはりそれについては……。

この陳情の前文でございますけど、国が進めている社会福祉政策、障害・介護分野においても、今、鬼頭さんのほうからいろいろ改善されたという御意見がございましたけど、保育分野におきましても、住民の人権保障においては程遠い貧しい状況という、非常に文面はちょっと問題だなという気もいたしますので、やはりここはもうちょっと勉強して、やはりしたほうがいいと思いますので、須藤委員について同意をいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに委員の方は。

◎委員（黒川 武君） 私もやっぱり、この新型コロナ感染症によってやっぱり社会の在り方そのものが大きく変わらざるを得ないだろう局面に入っていくだろうと、そういうふう思うわけです。そうすると、私たちというか公務、あるいは民間において、そういった現場に携わる方々の意見を聞きながら、どのように新しい仕組みをつくっていくかということ、それをやっぱり模索しながら考えていくということが大切だろうと。現段階でこうだこうだと言うのは、僕はまだそれは時期尚早だろうなと思うんですよね。終息といっても、なかなかやっぱり見えにくい中であっても、我々は日々仕事をしながらどうしたらいいのかという、そういうこともやっぱり課題、問題を真摯に捉えてやっていく必要があるかなということで、本日のところ、陳述人の方から介護・保育現場における実態をお聞かせいただき、その課題、問題を我々はしっかり受け止めながら、さらにやっぱりそれを研さんしてよりいいものにしていく、そのための時間もやっぱり必要ではないだろうかなということで、須藤委員が提案された、扱い上は聞きおくといった形にはなりますけど、これはしっかり受け止めてまいりたいなと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 各委員から、さらに研さん、熟読、勉強して、今回の陳情については聞きおくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 本陳情については、聞きおくということにさせていただきます。また、しっかりと各委員勉強していただいて、取扱いのほうは、陳情者の方は検討していただきたいと思います。

以上で、当委員会に付託されました議案については全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

継続審査事項について、1点委員長のほうから御提案をさせていただきます。

昨年、財務委員会のほうから政策提言されたときに、手話言語条例については厚生・文教常任委員会で取り扱ってくださいというふうに財務委員長から申し受けておりますので、今回、視察に行けるかどうかはちょっと別なんですけど、今年に限っては、手話言語条例については継続審査事項にまず上げさせていただきます。検討課題として継続審査事項に入れさせていただきますと思いますが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） それでは、継続審査事項として手話言語条例の制定についてを入れさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。